

今月の主な行事 & お知らせ

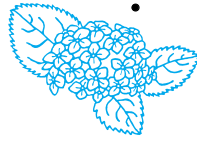
2002 JUNE

6

INFORMATION

福祉
各種手当
の支給

障害者・母子・
父子家庭の
皆さんへ



特別障害者手当

心身に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

支給額/月額2万6千860円
*施設入所や3カ月以上入院している場合、また所得が一定以上の方は支給されません。

市民からのお便り

待望の長男が生まれました。この子の同級生は何人くらいいるのかな？ぜひ出生数なども掲載してほしいです。

特別児童扶養手当

身体または精神に中度以上の障害のある児童(20歳未満)を養育している保護者に支給されます。

支給額

1級/月額5万1千550円
2級/月額3万4千330円

*障害児が施設入所の場合、所得が一定以上ある場合や公的年金を受けている場合は支給されません。

障害児福祉手当

特別児童扶養手当1級のうち、重度の障害のため、常時介護を要する在宅の20歳未満の方に支給されます。

支給額/月額1万4千610円
児童が施設入所の場合、所得が一定以上ある場合や公的年金を受けている場合は支給されません。

重度心身障害児療育手当

特別児童扶養手当1級のうちで、障害児福祉手当に該当しない18歳未満の心身障害児

を養育している保護者に支給されます。

支給額/月額7千300円

所得制限はありませんが、児童が施設入所の場合と障害児福祉手当を受けている場合は支給されません。

児童扶養手当

父と生計を同じくしていない18歳未満の児童(本年度で18歳に達する児童は年度末まで対象、また中度以上の障害を有する場合は20歳未満の児童)を監護している母、または母に代わってその児童を養育している方に児童扶養手当が支給されます(所得制限がありません)。

受給資格者(いずれの場合も国籍は問いません)

父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童

父が死亡した児童

父が重度の障害(国民年金の障害等級1級程度)にある児童

父の生死が不明である児童

父から引き続き1年以上遺棄されている児童

父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

母が婚姻によらずに懐胎した児童

捨て子などで母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

こんな時は支給されません
児童が

国内に住所がないとき

父または母の死亡により支給される公的年金給付が受けられるとき

父に支給される公的年金給付額の加算の対象となっていないとき

労働基準法などの規定による遺族補償を受けることができないとき

児童福祉施設に入所しているとき、または里親に委託されているとき

母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき(父に重度の障害がある場合は除く)

母または養育者が国内に住所がないとき

公的年金給付を受けることができないとき(国民年金法に基づく老齢福祉年金を除く)

昭和60年8月1日以降に手当の支給要件に該当してから5年を経過しても請求しなかったとき

事実婚が発見された場合(定期的な訪問など社会通念上夫婦としての生活を認められる事実関係がある場合で、この場合事実の発生した時点にさかのぼって手当を返還しなければなりません)

国内に住所がないとき
昭和60年8月1日以降に手当の支給要件に該当してから5年を経過しても請求しなかったとき
事実婚が発見された場合(定期的な訪問など社会通念上夫婦としての生活を認められる事実関係がある場合で、この場合事実の発生した時点にさかのぼって手当を返還しなければなりません)



漫歩
ヒシヨ、ヒシヨ、ピッチャン。
ヒシヨ、ヤットン。
あい、アイーン傘
920(陣山)

南国市交通遺児手当

交通事故(車・汽車・電車の運行によって生じた事故、海難、航空事故)で父母、もしくは父、または母を失った18歳に達した年度末までの児童に市交通遺児手当が支給されます。

支給額/児童1人につき、月額2千円

*1年以上市内に在住し、現に児童を扶養している方に限りません。

南国市母子父子

福祉手当

配偶者のいない女性・男性が、18歳に達した年度末までの児童を養育している場合、また両親を失った18歳に達した年度末までの児童を扶養している場合に支給されます。

支給額/児童1人につき、月額1千円

*母親または父親、および児童が引き続き1年以上市内に在住し、現に児童を扶養している方に限りません。なお、市交通遺児手当を受給している方は該当になりません。

母子および父子家庭医療費の助成

従来の母子家庭医療費助成制度に加え、7月1日から新たに父子家庭医療費助成制度がはじまります。

助成対象者/次のいずれかに該当する方です。

配偶者のない女子、または男子と児童とで構成され、前年度の所得税が非課税の世帯。

前年度所得税非課税の準母子父子世帯。

申請時に持参するもの

加入している健康保険証、印鑑

*該当すると思われる方は、6月中に申請をしてください。

障害者・母子・父子家庭の皆さんの各種手当に関する、お問い合わせは

福祉事務所社会係

(880・6566)まで



お便りの回答

今月号から裏表紙の「市の統計」に、月々の出生数を掲載しています。人口などとあわせて参考にしてください。

保健

児童手当の支給と現況届の提出

児童手当の支給について義務教育就学前の児童を養育している方は、児童手当を受けられることができます。

*所得制限がありますが、平成13年度から所得制限が大幅に緩和されています。

手当の額(月額)

第1子・第2子/5千円

第3子以降/1万円

児童手当の現況届について現在、児童手当を受給されている方は、7月1日(月)までに現況届を提出してください。これは、受給者の所得状況と、6月1日現在の養育状況などを確認するためです。

もし、提出されない場合は、受給資格があっても、6月以降の手当が受けられませんので、必ず提出してください。

*公務員の方は、職場で手続きをしてください。

提出先・お問い合わせは保健課給付係

(880・6556)まで

利用 情報公開制度 ・ 個人情報保護制度 状況

情報公開制度

平成13年度の利用状況は、条例に基づく公開請求が7件で、その内訳は、下表のとおりです。

文書を全部公開したのは5件で、「後免町都市活力再生拠点整備事業報告書」ほか4件を公開しました。

文書の一部を公開したのは1件で、「市道西崎線コンクリート舗装工事に関する文書」について、設計書を事業執行過程情報に該当するため非公開とし、設計書を除いて公開しました。

請求を不受理としたのは1件で、請求対象の文書が存在しなかったため、不受理としました。不服申立てはありませんでした。

個人情報保護制度

平成13年度の利用状況は、条例に基づく開示請求はありませんでした。訂正請求、適正処理の申出及び苦情・相談もありませんでした。

平成13年度 行政情報公開条例の公開請求と処理状況

| | | (単位:件) | | |
|----------------------------|----------|--------|---|--|
| 公開請求・申出件数 | 処理(決定)状況 | 不服申立て | | |
| 7 (市長部局 7) (市長部局外 0) | 公開 | 5 | - | |
| | 一部公開 | 1 | 0 | |
| | 非公開 | 0 | - | |
| | 不受理 | 1 | - | |
| | 取下げ | 0 | - | |

平成13年度 個人情報保護条例の開示請求と処理状況

| | | (単位:件) | | |
|----------------------------|---------|--------|---|--|
| 開示請求などの件数 | 内容別件数 | 不服申立て | | |
| 0 (市長部局 0) (市長部局外 0) | 開示請求 | 0 | - | |
| | 訂正請求 | 0 | - | |
| | 適正処理の申出 | 0 | - | |
| | 苦情・相談 | 0 | - | |

お問い合わせは、総務課総務係 (880-6551)まで